

栃木市多文化共生推進プラン（素案）に関するパブリックコメントの結果について

1. 実施状況

(1) 意見募集期間

令和8年2月2日（月）から令和8年3月4日（水）まで

(2) 資料の閲覧場所

- ・市ホームページ
- ・総合政策課
- ・市政情報センター
- ・大平・藤岡・都賀・西方・岩舟総合支所 各地域づくり推進課
- ・大宮・皆川・吹上・寺尾・国府公民館

2. 意見書の提出状況

【提出方法別内訳】

	郵送	持参	F A X	メール	合計
件数	1	0	0	1	2

3. 意見及び市の回答

意見No.	意見	市の回答
1	<p>多文化“強制”推進プランだと思う。なぜ税金を使うのか。多言語に対応する必要はない。日本語が分からないのに日本で生活しないでほしい。学校でまず日本文化を学ぶ機会をつくるべきで、外国文化はその次の話。余計なプログラムを押し付けて現場の教員が可哀想。外国人への交通指導の徹底、違反者の摘発を強化すべき。これ以上外国人犯罪を増やすな。外国人生活保護は最高裁で違憲判決が出ている以上、即刻止めるべき。日本人の資源を外国人に渡すような売国プランは止めてください。これは差別ではなく、受け入れる外国人を区別すべきという意見です。</p>	<p>栃木市としては、プランに記載した多文化共生に関する施策を推進することで、日本人住民も外国人住民も誰もが安全安心に暮らせる環境整備や地域づくりに取り組んでいきます。</p> <p>その中で、外国人住民が日本語や日本の文化、習慣、ルールを学んで理解してもらえるように、日本語教室の開催や生活オリエンテーションの実施など、重点的に取り組んでいきます。</p> <p>また、「外国人生活保護は最高裁で違憲判決が出ている」とのご指摘について、最高裁の判決（2014年7月18日）では、「外国人は生活保護法の適用対象となる『国民』に含まれず、同法に基づく受給権はない」と判示されましたが、同時に「行政措置による事実上の保護は妨げられない」ともしており、1954年5月8日の厚生省社会局長通知により、在留資格を有する外国人住民に対しては生活保護法に準じる取扱いをすることとされているため、本市においてもそのように対応しています。</p>

意見No.	意見	市の回答
2	<p>多文化共生の推進について、意見を述べる機会をいただきありがとうございます。</p> <p>本意見は外国人の排除を目的とするものではなく、地域住民と外国人双方が安心して暮らせるための制度設計の必要性を訴えるものです。</p> <p>まず、多文化共生における負担が、日本人側の「理解」に大きく偏っている印象を受けます。外国人側に対して、日本や栃木市のルール・生活習慣・禁止事項をどのように伝えているのか、そのオリエンテーション内容を市民が確認できる形で公開していただきたいです。</p> <p>「日本人なら言わなくても分かる」ことが通じなくなる前提に立ち、やってはいけないことを明文化し、守れない場合の対応まで含めたルール整備が不可欠だと考えます。</p> <p>また、多文化共生の良い面をアピールしたいのは分かりますが、トラブルや摩擦といった負の側面への備えが十分に示されていないことに不安を感じます。隣県や他自治体では、交通事故、生活ルール違反、宗教的慣習をめぐる摩擦など、現実的な問題が既に発生しています。「想定外の範囲外でした」とならないよう、最悪のケースを想定した制度・対応フローを事前に整えることが、市の責任ではないでしょうか。</p> <p>宗教については、信教の自由を尊重することが前提である一方、公共空間での集団礼拝、土葬、顔を完全に覆う衣服の着用など、地域の安全・衛生・治安に影響する事項については、明確なルールを定める必要があると考えます。宗教的配慮と公共性の線引きを、行政が責任をもって示すべきです。</p> <p>さらに、外国人住民が困った際の相談窓口は複数示されている一方で、栃</p>	<p>日本人住民と外国人住民の双方が安心して暮らすためには、相互の理解が重要であると考えています。</p> <p>プラン素案P31の多文化共生社会の実現イメージでも、STEP1として「外国人住民に日本の文化、習慣、ルールを理解してもらおう」、STEP2として「日本人住民にも多文化共生社会の意義や外国人住民の背景等について知ってもらおう」と記載しましたが、まずは外国人住民に本市のルールや生活習慣を理解してもらおうよう、外国人雇用企業等とも連携し、生活オリエンテーションを実施していきます。また、生活オリエンテーションに関する資料等を広く活用していただけるよう市ホームページ等で公表していきます。</p> <p>本プランの策定に向けて実施した多文化共生に関するアンケート調査でも、日本人住民から外国人住民が増えることによるトラブルや摩擦の発生を心配する意見が多く寄せられました。そのようなトラブルや摩擦、不安が少しでも軽減されるよう、前述の外国人住民への生活オリエンテーションや日本語教育を充実させ、地域社会への参画を促進することで、治安維持と多文化共生の両立を図り、誰もが安全安心に暮らせる環境整備や地域づくりに取り組んでいきます。</p> <p>日本人住民の相談窓口については、現在でも本庁市民生活課の市民相談員や各総合支所地域づくり推進課のなんでも相談員が対応していますので、引き続き周知、広報を図っていきます。</p> <p>国においては、令和9年4月1日から育成就労制度が施行・運用開始されることから、今後の国の外国人施策の動向を注視しながら、それらの施策により本市に居住することとなった外国人住民に対する体制を整え、本プランに掲載した施策を市民や企業、関係機関等の皆様と</p>

木市民が不安やトラブルを感じた際に相談できる、分かりやすく責任主体の明確な窓口が見当たりません。我慢の末に警察への通報が増えれば、警察の負担も増大します。市が責任をもって受け止める住民向け相談窓口の設置を強く求めます。

多文化共生において市が最優先で取り組むべきは、日本人側への理解要請ではなく、外国人受け入れに伴うリスクを直視し、ルールと責任体制を先に整えることだと考えます。ルールが十分に整備されない段階で受け入れ人数の増加を進めることには慎重であるべきです。

栃木市は自然環境、治安、インフラの整った大変魅力的な街です。だからこそ、その価値を守るためにも、外国人住民に対しては十分な時間をかけた、体系的で透明性のあるオリエンテーションが必要だと考えます。その内容が現時点で見えないことに強い懸念を抱いています。

本計画が、将来の市民に負担や不安を残すものとならないよう、現実に行き詰っている課題に真摯に向き合い、慎重かつ具体的な制度設計を行っていただくことを強く要望します。

ともに着実に推進することで、日本人住民と外国人住民が互いを尊重し、協力し合いながら、活力ある地域社会を築いていく多文化共生社会の実現を目指していきます。